

令和 8 年度

都市再生地籍調査事業（ 2 項委託 ）業務委託

（ 西小倉地区 -5 ）

特記仕様書

宇治市

建設総務課

第一章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、宇治市(以下「甲」という。)が、国土調査法第10条第2項の規定に基づき実施する都市再生地籍調査事業(以下「2項委託」という。)に伴う調査及び測量業務の各作業方法を国土交通省令で定める要件に該当する本業務受託法人((以下「乙」という。))が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、請負契約書及び下記の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 国土調査法施行規則(平成22年10月12日国土交通省令第50号)
- (4) 国土調査事業事務取扱(昭和47年5月1日経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)
- (5) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)(以下「準則」という。)
- (6) 地籍調査作業規程運用基準(平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)(以下「運用基準」という。)
- (7) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量 解説-準則改訂版-(平成28年4月25日版国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (8) 電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量マニュアル(平成29年4月10日国土籍第3号)
- (9) 単点観測法による細部図根測量マニュアル(平成29年4月10日国土籍第4号)
- (10) 一筆地測量におけるネットワーク型RTK法による単点観測法マニュアル-改訂版-(平成28年6月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (11) マルチGNSS測量マニュアル(平成29年3月23日国土籍第376号)
- (12) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例(平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (13) 地籍図作成要領(令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (14) 地籍簿作成要領(令和3年3月31日国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (15) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (16) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (17) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日国土国第598号国

土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

- (18) 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成22年国土交通省令第50号)
- (19) 地籍調査事業(2項委託)実施要領(平成24年3月29日国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (20) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(令和3年12月16日国不籍第545号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (21) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領(令和3年3月31日国土国第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (22) 地籍調査成果システム化の実施について(昭和61年国土国第221号国土庁土地局国土調査課長指示)
- (23) 地籍調査成果電子納品要領(平成29年4月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (24) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン(平成29年4月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (25) 「地籍調査必携2021年版」
- (26) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)
- (27) 宇治市財務規則
- (28) 個人情報保護に関する法律
- (29) 宇治市地籍調査作業規程
- (30) 不動産登記法等関連法規(参考)
- (31) その他関係法令

(履行期間)

第3条 本委託の履行期間は令和9年3月24日までとする。

(提出書類)

第4条 委託金額が100万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

- 2 登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、監督職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

(受託法人の要件)

第5条 受託法人は、京都府内に本店、支店または営業所を有し、国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める次の要件に該当するものであること、かつ、地籍調査の実施を通じて、地籍調査の各工程について、知識と経験、工程等の管理に関する能力を有するものであること。

- 2 国土調査を適確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること。

- 3 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 4 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5 前四項に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。

(実施計画等)

第6条 本業務を遂行するにあたり、乙は契約締結後7日以内に次の書類を甲に提出し、承認を得ること。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (5) 受託監督者(工程管理者)及び受託検査者届
- (6) 技術者経歴証明書
- (7) その他甲の指示する書類

2 作業実施計画書の作成については、事前に甲と協議すること。

(主任技術者等)

第7条 乙において選任する主任技術者は、測量士の資格を有すること。その品質及び各工程を適切に管理するために地籍調査管理技術者、地籍工程管理士及び地籍主任調査員の資格を有する者とする。(資格を証する書類を添付)

- 2 乙において選任する現場代理人は、地籍調査管理技術者または地籍主任調査員の資格を有する測量士又は測量士補とし、C・D・E・F・G・H工程及び認証までの工程に精通し、実務経験を有する者とする。(資格を証する書類及び実績証明書を添付)
- 3 主任技術者、現場代理人とも乙と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- 4 乙は、一筆地調査作業に従事する際は、地籍調査管理技術者または地籍主任調査員の資格者を、常時現場に1名以上配置すること。
- 5 乙は、測量作業に従事する際は、測量士又は測量士補の資格を有するものを、常時現場に1名以上配置すること。

(受託検査者)

第8条 受託監督者(工程管理者)及び受託検査者は地籍調査に関係する法令の趣旨を理解し、地籍調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。

(関係官公署との調整)

第9条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と

共に対応すること。

(打合せ等)

第 10 条 協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回を行うものとする。ただし、中間打合せは監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、監督職員に提出し相互に確認すること。

(貸与資料)

第 11 条 本業務を実施する上で必要な資料等(甲以外の第三者が管理する資料等を含む。)は、甲が乙に貸与する。乙は貸与を受けた資料等については、借用書を提出するものとする。

2 乙は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行う。

3 乙は、貸与資料等及び第 2 項の複製品については、その重要性を認識し、破損・紛失・盗難等の事故のないように管理・取扱いを行う。

また、本業務の完了後あるいは使用済みの場合は、甲の照合を受け速やかに返却すること。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、本業務の遂行上知り得た事項(個人情報含む)については、本契約期間並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2 乙は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期すること。

3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

4 個人情報保護の観点から、乙は、プライバシーマーク(Pマーク)または、ISMSを取得している業者であることを条件とし、適正な個人情報保護のために、その規定に基づき本業務を遂行すること。(証明書を提出)

(受託者証明書及び土地立入)

第 13 条 乙は、本業務の実施にあたり甲が貸与する国土調査法第 24 条第 3 項の規定に基づく受託者証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを提示しなければならない。受託者証明書を所持しない者の現場への立ち入りを厳禁する。

2 乙は、本業務を遂行するにあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または既住者等にその旨を通知すること。

3 乙は、業務終了後、速やかに受託者証明書を甲に返納すること。

(再委託)

第 14 条 乙は、工程管理及び検査に係る業務を再委託してはならないが、工程管理及び検査以外の業務については、契約締結後速やかに、再委託先を明記した書面を

提出し、甲の許可を得て法人等に再委託することができるものとする。その場合、乙は、再委託する法人等との契約関係を明確にするとともに、適切な指導及び監理を行わなければならない。

また、本市では、地籍調査において宇治市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）の育成に取り組んでいることから、乙が市外業者である場合、再委託にあたっては、市内業者の中から選定するよう努めるものとする。

- 2 再委託を受けた法人等は、測量士の資格を有する者を再委託主任技術者として選任しなければならない。なお、再委託の成果に係る責任は、乙が負うものとする。
- 3 乙は、作業上再委託業者と個人情報をやり取りする際は、FAX、メール等の通信機器を使用してはならない。
- 4 再委託業者の測量機器を使用する際は、検定証明書の写しを提出するものとする。

（工程管理表）

第15条 乙は、業務工程毎に作業内容、作業手法等を甲と協議を行い、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度甲に提出すること。

- 2 乙は、甲に毎月の業務の進捗状況を翌月5日（5日が閉庁日の場合は、翌営業日）までに報告し、提出すること。なお、業務実施中に乙は甲から資料の提出を求められた場合は、定められた期日までに作成して提出すること。

（工程管理及び工程検査）

第16条 乙は、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程や同細則に基づき工程毎の管理及び検査を行わなければならない。

- 2 乙は、作業者の自己点検から工程管理の点検までの間に、主任技術者等による自社点検を行うものとする。
- 3 乙は、工程ごとに自社検査を行った後、甲の検査を受けなければならない。

（点検測量）

第17条 乙は、細部図根測量（F 工程）を行った場合は、「地籍調査作業規程準則運用基準」別表に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

（使用機械器具）

第18条 本業務に使用する測量機械器具は、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定証明書または主任技術者による測量機の点検確認書を本業務の着手時まで甲に提出し、承諾を得ること。

（安全の確保）

第19条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施すること。

- 2 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公署と十分な打ち合わせの上施行すること。
- 3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。
- 4 本業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(成果品の検定)

第 20 条 乙は、成果品について、第三者機関(「 2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の 6 . 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関)による検定を受けなければならない。

- 2 検定を受ける成果品は、細部図根測量(F 工程)及び一筆地測量(F - 1 工程)とする。

(成果品の検査・納品)

第 21 条 乙は、本業務の成果品の検査については、主任技術者立ち会いの上、工程毎または業務完了後、甲の検査を受けること。

- 2 乙は、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、乙はこれを速やかに修正し、再検査を受けること。

(成果品の瑕疵)

第 22 条 乙は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行う。

(成果品の帰属)

第 23 条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第 24 条 本業務の完了は、乙は甲に第八章に定める成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

(損害の賠償)

第 25 条 乙は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従い処理し、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

(疑義)

第 26 条 乙が、本業務実施にあたり、本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上、指示を受けること。

(必要経費)

第27条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

(その他事項)

第28条 乙が、本業務実施にあたり、本仕様書によるもののほか、作業内容については、甲と協議の上、作業内容の変更を行うものとする。

第二章 業務の概要

(業務概要)

第29条 業務概要は次のとおりとする。

(1) 実施区域	西小倉地区
(2) 精度	甲2
(3) 調査面積	0.02 km ²
(4) 作業工程	E・F ₁ ・F ₂ - 1・F ₂ - 2・G工程
(5) 縮尺	1/250
(6) 傾斜条件	平坦地
(7) 視通条件	市街
(8) 計画区総筆数	420筆
(9) 一筆平均面積	49 m ²
(10) 筆の形状	整形地
(11) 測量の方法	地上数値法

(業務内容)

第30条 作業工程は次のとおりとする。

- (1) 一筆地調査 (E工程)
- (2) 細部図根測量 (F₁工程)
- (3) 一筆地測量 (F₂ - 1工程)
- (4) 原図作成等 (F₂ - 2工程)
- (5) 地積測定 (G工程)

(作業補助)

第31条 乙は、A・B工程と地籍調査事業(2項委託)実施要領第三(1)「委託者が実施する業務」については、甲の作業補助に限って行うものとする。

第三章 一筆地調査 (E工程)

(一筆地調査における業務分担)

第 32 条 甲と乙の業務分担は以下のとおりとする。

分類	作業名	作業内容	甲	乙	備 考
E1	作業の準備	作業打合せ			
		作業打合せ簿の作成			
		作業進行予定表の作成			
		貸与資料の準備			
		登記所調査（要約書、公図等）			
		所有者等名簿作成			
		住所不明者の調査			
		説明会（地元、所有者等）の通知			
		説明会（地元、所有者等）資料の作成			
		説明会（地元、所有者等）の開催			
		出席者名簿（地元、所有者等）の作成			
		登記所・府等関係機関との調整			
E2	作業進行予定表の作成	現地調査計画立案			
		現地調査計画案審査			
E3	単位区域界の調査	単位区域界調査			甲の同行
E4	調査図素図等の作成	調査図素図の作成			
		調査図一覧図の作成			
		地籍調査票の作成			
		調査図素図等の審査			
E5	現地調査等の通知	立会日程案作成			
		立会通知書の作成			
		立会通知書の発送			
E7	現地調査等	作業日誌の作成			
		所有者、地番、地目、筆界標示杭の調査			甲同行
		立会写真撮影・記録			甲が指示した場合のみ
		筆界基準杭設置			
		農地から農地以外の変更調書			
		調査図等の整理			
		地籍調査票への記入、署名又は記名押印			
		問題点等報告書			
E8	取りまとめ	境界確認不調箇所調書（完了報告書）			
		一筆地調査工程管理（各工程）			

		一筆地調査完了報告書（集計表）			
		点検整理			
E9	受託法人検査	受託法人検査			
E10	委託者検査	委託者検査			
E11	認証者検査	認証者検査			
再調査	再調査は原則2回とする	再調査計画			
		再立会通知書の発送			
		再調査		○	甲同行
		調査図等の整理			

（計画・準備等）

第33条 乙は、本業務の実施計画を立てるとともに、必要な資料の収集及び作業準備を行う。

（作業進行予定表）

第34条 乙は、一筆地調査の作業進行予定表を作成し、甲に提出すること。

2 一筆地調査の実施時期については、甲の指示に従うこと。

（単位区域界の調査）

第35条 甲と乙は、地籍調査実施区域の現地調査を行う。

（関係機関との調整）

第36条 甲は、乙が円滑に調査の実施ができるよう、調査に関係する関係官公署等に対し、書面により乙に委託した旨を周知し、調査への協力を要請するとともに乙を同行させて調査の調整を行う。

（関係資料の収集）

第37条 資料の収集は、原則として甲が行う。ただし、他課の磁気データの貸与に付随する取込費用については乙の負担とするが、著しく高額となる場合には甲と協議を行うものとする。

（説明会の開催）

第38条 一筆地調査を行うにあたり甲と乙は、地域住民及び土地の所有者、その他の利害関係人またはこれらの者の代理人等（以下「所有者等」という。）からの信頼を確保するため、並びに本事業への理解を得るため説明会を開催し、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 乙は、説明会にあたり、地籍調査の意義、目的、一筆地調査方法及び測量方法、期間、境界杭等の設置に関する基本的事項等を記載した資料を作成し、説明会において配布、説明する。

- 3 乙は、説明会への案内文及び出席者名簿の作成を行う。
- 4 乙は、説明会に地籍調査管理技術者または地籍主任調査員の資格を有する者を1名以上配置すること

(調査図素図の作成)

第39条 乙は、甲が貸与する公図の写しと調査前データを基に調査図素図を作成するものとする。

- 2 調査図素図に表示する事項は、準則第16条第1項を準用するものとする。
- 3 乙は、調査図素図作成時、測量士又は測量士補の資格を有する者を1名以上配置すること。

(調査図一覧図の作成)

第40条 乙は、調査図素図の接合関係を明らかにした調査図一覧図を作成するものとする。

- 2 調査図一覧図に表示する事項は、準則第17条を準用するものとする。

(地籍調査票の作成)

第41条 乙は、毎筆の土地について、原則として登記簿に基づき地籍調査票を作成するものとする。

- 2 地籍調査票の作成は、「地籍調査票作成要領」(令和3年国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)に基づいて行うものとする。

(現地調査の通知)

第42条 乙は、現地調査の実施を通知するため土地の所有者等に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成する。この場合、乙は甲と十分な打ち合せの上、現地調査に着手する時期を決定し、その日時、場所、所有者等を記入し、現地調査立会日程案を作成する。

- 2 乙は、甲及び所有者等から立会日程の変更要望があったときは、日程調整を行う。また、立会日程に変更が生じた場合はその旨を甲に通知すること。

(作業日誌、不調箇所調書等)

第43条 乙は、現地での一筆地調査実施中の立会者氏名、調査状況等について速やかに作業日誌を作成し、甲に提出すること。

- 2 乙は一筆地調査を行うにあたり問題点等があった場合は、業務場所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成し、甲に提出すること。
- 3 乙は、境界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調箇所調書を作成し、甲に提出すること。

(現地調査)

第44条 現地調査は、乙の主導で行う。

- 2 甲と乙は、立会日程表を基に、官民、民民の境界について所有者等を立ち合わせ、当該者の同意を得るものとする。
- 3 乙は、一筆地調査の結果、筆界の確認が得られなかったものについては、その経緯を記録し、甲に提出し、その後の調査については甲の指示に従うこと。また、必要に応じ現況写真を撮影すること。なお、筆界未定についての最終判断は、甲が行う。
- 4 乙は、現地調査の立会経緯を記録するために地籍調査票に所有者等に署名又は記名押印してもらいものとする。また、地籍調査において同意(承認)を得ることとされている場合には、当該同意をした所有者等に署名又は記名押印してもらい地籍調査票に必要な事項を記録し、整理する。
なお、再立会を行う箇所については、再立会后に所有者等に再度、署名又は記名押印をしてもらい立会時の経緯を記録すること。再立会は2回までとする。
- 5 甲と乙は立会者の立会中の安全に留意し、熱中症、蜂、危険箇所等の説明を事前に行い、立会中に事故の無いよう努めなければならない。乙は期日までに立会者安全対策マニュアルを甲に提出しその承認を得なければならない。
- 6 境界の復元測量は行わないものとするが、止むを得ない事情により必要になった場合は、乙の負担において境界の復元測量を行う。ただし、著しく高額となる場合には甲と協議を行う。

(調査図の作成)

第45条 乙は、前条の調査に基づき調査図を作成する。筆界点には番号プレートを設置し、調査図の該当する箇所にその番号を記録する。

- 2 調査図は次の事項を記録して作成する。
 - (1) 分割があったものとして調査する場合。
 - (2) 合併(一部合併を含む)があったものとして調査する場合。
 - (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合。
 - (4) 滅失(一部滅失を含む)または不所在地があった場合。
 - (5) 地番を変更する場合。
 - (6) 住所・氏名の変更があったものとして調査する場合。
 - (7) 地目の変更があったものとして調査する場合。

(地籍測量後の調査図との照合)

第46条 乙は、F-2工程で作成される図面と調査図とを照合する。

- 2 乙は、照合により不適合が発見された場合は、不適合箇所を明示する調査図の写し等の資料を作成し、甲に提出するとともに再調査等が必要な場合は、これを実施する。
- 3 乙は、再調査等の結果、調査図、地籍調査票及び測量結果に修正が必要な場合は、修正する。

(取りまとめ)

第 47 条 乙は、調査図及び地籍調査票を基に最終の照合作業を行う。

(工程管理)

第 48 条 乙の工程管理者（受託法人監督者）は、工程管理表に従い作業を進行させるとともに、工程管理一覧表に規定された要目について、その記録及び成果の全数または抽出により点検を行うこと。また、工程管理者（受託法人監督者）は、作業者に対して自己点検の実施を徹底させること。

(検査)

第 49 条 乙の担当者または主任技術者は、検査規程の一覧表に規定された要目についてその記録及び成果の全数または抽出により実施される甲の検査において立ち会うこと。

(一筆地調査完了報告書)

第 50 条 乙は、一筆地調査完了報告書を作成し、地籍調査票の提出に合わせて甲に提出すること。

第四章 細部図根測量(F 工程)

(細部図根測量)

第 51 条 本業務は、地籍図根多角点等を基礎として所定の密度に細部図根点を設置する作業である。

- 2 現地立会調査により筆界未定地等の不確定な筆界点の細部図根測量については、工期内に筆界点が確定された場合は、乙の負担において測量成果を作成する。

(細部図根点の選点及び標識の設置)

第 52 条 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ標識の保存が確実にある位置に選点する。

- 2 細部図根測量における多角路線の長さは、運用基準に定めるものとする。
- 3 細部図根点の標識は、金属釘等を設置する。
- 4 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等により止むを得ない場合には、放射法によることができる。

(観測及び測定)

第 53 条 細部図根測量における観測及び測定の方法は、運用基準に定めるものとする。

- 2 本業務における観測及び測定は、GNSS 測量機もしくはトータルステーション

ヨンを用いること。

(細部図根測量の計算)

第54条 細部図根測量における計算の単位及び制限は、運用基準に定めるものとする。

- 2 計算結果は、細部図根測量精度管理表、細部図根点配置図及び細部図根点成果簿に取りまとめること。
- 3 当該地積測量の精度が国土調査法施行令別表第区分4に定める乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。
- 4 観測、測定及び計算結果が運用基準別表に定める制限を超えた場合は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して再測するものとする。
- 5 細部図根測量を行った場合は、運用基準別表第19に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

(網図の作成)

第55条 地籍図根三角点網図は、二万五千分の一、一万分の一または五千分の一とし、地籍図根多角点網図及び細部図根点配置図は、一万分の一、五千分の一または二千五百分の一とする。

第五章 一筆地測量（F - 1工程）

(一筆地測量)

第56条 本業務は細部図根点等を基礎として各筆の筆界の位置を測量し、その結果を地籍図原図に取りまとめる作業である。

(観測及び測定)

第57条 放射法等による一筆地測量の観測及び測定の方法は、運用基準に定めるものとする。

- 2 与点において、基準方向と他の図根点等の観測を行い当該点の異動、番号誤りを点検すること。
- 3 本業務における観測及び測定は、GNSS測量機もしくはトータルステーションを用いること。
- 4 一筆地測量における筆界点の次数は、地籍図根三角点等を基礎として通算次数は、6次までとする。
- 5 単点観測法による一筆地測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法（ネットワーク型RTK法）により行うものとする。

(計算及び筆界点の位置の点検)

第58条 放射法等による一筆地測量の計算の単位及び計算値の制限は、運用基準に定めるものとする。

- 2 観測、測定及び計算結果が運用基準別表に定める制限を超えた場合は、観測

中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して再測するものとする。

- 3 筆界点の位置は、その位置が現地の位置を正しく表示しているかどうかを点検するように努めなければならない。

第六章 地籍図原図の作成（F - 2工程）

（地籍図原図作成）

第59条 本業務は、一筆地測量により測量された成果により地籍図原図を作成する作業である。

（地籍図原図）

第60条 地籍図原図は、自動製図機（プリンタ等）により仮作成し、図形その他事項に誤りがないことを確かめた後、地積図作成要領（令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙（用紙は#300以上のポリエステルベースとし、熱処理されたもの）に製図し作成する。

- 2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。

（地籍明細図）

第61条 地籍明細図（以下「明細図」という。）の用紙の規格及び図郭の大きさは、原図用紙と同一とし、必要な場合に作成する。

- 2 筆界点番号図

（1）筆界点番号図の作成は、原則として、地籍図原図の縮尺と同一とする。

（2）筆界点番号図の表示方法は、地籍図原図の表示方法に準じるものとする。

（筆界点成果簿）

第62条 筆界点成果簿には、筆界点名及びX、Y座標値その他必要事項を記載する。

- 2 後続作業として数値情報化を行う場合には、埋標（永久的な標識を埋設したもの）、非埋標の区分を明記する。

（地籍図一覧図）

第63条 地籍図一覧図には、次の事項を表示する。

イ 名称

ロ 市町村界、地番区域及び名称、隣接市町村又は地番区域の名称

ハ 市町村内区画線とその座標値、地籍図の図郭に応じる区画線

ニ 市町村内区画番号、図郭番号

ホ 地籍図の精度別・縮尺別枚数

ヘ 縮尺区分界（破線又は点線）

ト 整理表題

- チ 測地系の表示（世界測地系）
- 2 記号の表示方法は、「記載例」（網図等の記号）を準用する。
 - 3 網図の右下余白には、次表に示した整理表題を記載する。ただし、市町村名欄には、必要に応じて大字名又は地区名を付記する。

調査区域を含み市町村名
網図の縮尺 網図名 （当該測量終了年月日）
測量実施機関名

- 4 縮尺区分界は、必要に応じて点線又は破線で表示する。
- 5 縮尺は原則として地籍図根多角点網図の縮尺と同一とする。
- 6 必要に応じて、必要な河川、道路、鉄道及び海岸線を表示する。
- 7 地籍図一覧図の紙質は甲乙で協議する。

第七章 地積測定（G工程）

（業務内容）

第 64 条 本業務は、一筆地測量より求めた筆界点の座標値を基に毎筆の土地の面積を計算又は測定する作業である。

（観測計算諸簿）

第 65 条 地積測定の観測計算諸簿には、測定座標値（決定座標値）、閉合差及び面積、地積測定の方法その他必要事項を記載するものとする。

（地積測定成果簿）

第 66 条 地積測定成果簿には、地番、地籍及び地積測定の方法等を記載するものとする。

（精度管理表）

第 67 条 現地座標法による地積測定精度管理表には、単位区域内における各筆の面積の合計と単位区域の面積の較差その他必要事項を記載する。

（筆界点座標値等の磁気記録）

第 68 条 地積測定を行った場合には、筆界点座標値等を C D - R 等の磁気記録媒体に記録しておくこと。

- 2 筆界点座標値等の磁気記録化は、「地籍調査成果システム化の実施について」別記 3 の記録媒体、記録形式のうち関係する部分を準用する。ただし、これによりがたい場合には、上記記録形式に変換可能な形式等によることができる。
- 3 筆界点座標値等を磁気記録化した場合には、ファイル内容を示すリスト及びファイル構造を示すレイアウトを作成するものとする。

第八章 成果品

(成果品)

第 69 条 本業務による納入成果品は次のとおりとする。

なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例」及び「地籍簿作成要領」等によるものとする。

単位作業	記 録 及 び 成 果
1. 各単位 作業共通	工程表 検査成績表 打合せ記録簿 その他測量工程上必要な資料
2. E 工程 一筆地調査 (現地調査前)	作業進行予定表〔準則第 13 条〕 字図写し 地積測量図写し 登記簿要約書の写し 土地所有者調書(名寄せ簿) 調査図素図〔準則第 16 条〕 調査図一覧図〔準則第 17 条〕 地籍調査票〔準則第 18 条〕 その他、甲の指示するもの及び一筆地調査に用いた資料
3. E 工程 一筆地調査 (現地調査後)	調査図 地籍調査票綴り 作業日誌(立会調書を含む) 地番対照表 一筆地調査完了報告書
4. F 工程 細部図根測量	細部図根点選点図 細部図根測量観測計算諸簿・観測図(TS法) 細部図根点網図〔準則第 67 条〕 細部図根点成果簿〔準則第 67 条〕 精度管理表(点検測量を含む)
5. F - 1 工程 一筆地測量	一筆地測量観測計算諸簿 精度管理表
6. F - 2 工程 地籍図原図作成	筆界点番号図〔準則第 74 条〕 筆界点成果簿(番号図区域ごとにまとめる)〔準則第 74 条〕 地籍図一覧図〔準則第 74 条〕 原図〔準則第 74 条〕 地籍明細図(必要な場合)〔準則第 75 条〕

<p>7 . G工程 地積測定</p>	<p>地積測定観測計算諸簿 地積測定成果簿〔準則第87条〕 筆界点座標値等の電磁的記録 精度管理表</p>
-------------------------	---

- 2 地籍調査成果の電子納品については、監督職員と協議の上、実施するものとし、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成する。
- 3 乙は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い、納品するものとし、その記録媒体は、甲が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行う。
なお、記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示する。

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(責任者及び従事者の教育及び研修)

第6条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得

なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

(目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報(個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。)又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定)

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報の管理)

第11条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日）が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第15条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。